

秋田県スポーツ指導者登録システム運営要項

(趣 旨)

- 1 この要項は、秋田県スポーツ指導者登録システム設置要綱に基づき、秋田県スポーツ指導者登録システム（以下「登録システム」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

- 2 登録システムに登録する指導者（以下「指導者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、登録システムを利用して政治、宗教または営利を目的とする活動をしようとする場合は登録できないものとする。
 - (1) 登録する年の4月1日現在において18歳以上であること。
 - (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する者又は取得する予定のある者。
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者又は取得する予定のある者。
 - ウ スポーツに関する学識経験者、又はこれまで競技者としてスポーツに関わってきており、その種目における専門知識・技能を有している者。
 - エ スポーツ活動の普及・振興に理解があり、支援及び協力する意欲がある者。
 - オ 教員退職者または教員免許状保有者。
 - カ 部活動指導員または外部指導者として学校部活動での指導経験がある者。
 - (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日施行）に規定する暴力団員でないこと。
 - (4) 前号の関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等スポーツ指導者として不適格と認められる事項のない者であること。

(登録について)

- 3 指導者はインターネットを通じて申請するものとし、自薦、他薦は問わない。ただし、他薦の場合は本人の承諾を得た上で行うこと。

(登録手順)

- 4 登録は次の手順により行うものとする。
 - (1) 指導者は、美の国秋田ネットにある登録用URLからアクセスするか2次元コードを読み取り接続の上、新規登録用のメールを受け取る。
 - (2) 受け取ったメールに添付されているURLから申請画面に接続し、必要事項を入力する。
 - (3) 申請ボタンをクリックして申請する。
 - (4) 登録完了のメールが届き終了となる。

(登録の取り消し)

- 5 登録の取り消しについては次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、指導者としてふさわしくないと認められる行為のあった者について、システム登録を取り消すことができる。
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合、秋田県教育庁保健体育課（以下「管理者」という。）はシステム登録を取り消すことができる。

(依頼者について)

- 6 登録システムを利用し指導者の紹介を依頼できる者（以下「依頼者」という。）は、原則として県内に在住する個人及び団体とする。

(指導者紹介について)

- 7 管理者は、依頼者より指導者紹介の依頼を受けた場合は、登録システムにおいて適していると思われる指導者の情報を依頼者に連絡するものとする。ただし、政治や宗教に関するもの、営利を目的とする場合を除く。

(指導者の紹介手順)

- 8 指導者紹介の手順は次のとおりとする。
- (1) 依頼者は、管理者に紹介を依頼する。
 - (2) 管理者は、依頼内容を確認し、登録システムの中から紹介依頼の条件にあった指導者の情報を依頼者へ提供する。
 - (3) 依頼者は、得られた情報から指導者と連絡を取り、直接交渉を行う。
 - (4) 依頼者は、指導者任用の可否について、決定次第管理者に報告すること。

(個人情報について)

- 9 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」に従い適切に取り扱うものとする。

(経費について)

- 10 指導活動に関する経費（交通費、報償費等）については、当該指導者及び依頼者の話し合いにより決定する。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、登録システムの運営に必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。